

医療受給者証が更新となります!!

現在交付中の各医療費受給者証は、7月31日(木)で有効期間が満了となり、8月1日(金)から使用できなくなります。

※別途通知済の「更新に必要な書類」は下記のとおりなので、まだ提出していない方は、期日までに提出をお願いします。

- ・ 高校生受給者の方 (子ども医療費のみ) → 在学証明書
- ・ 大学生等受給者の方 (ひとり親家庭等医療費のみ) → 在学証明書
- ・ 今年、福島町へ転入された方など (三医療共通) → 令和7年度所得証明書

◆新しい受給者証は、7月中旬から順次送付予定です

(有効期限までに届いていない場合には、連絡をお願いします)

事業名	対象者	対象診療	証の色
子ども医療給付事業	0歳～18歳の方 (満18歳に達する日以後の3月31日まで) ※中学校修了者については、高等学校に在学していることが条件	入院・通院	白色
重度心身障がい者医療給付事業	身体障がい者(児) ・ 身障手帳1級、2級 ・ 内部障害3級の方	入院・通院	緑色
	知的障がい者(児) ・ 療育手帳「A」判定の方	入院・通院	
	精神障がい者(児) ・ 精神手帳1級の方	通院のみ	
ひとり親家庭等医療給付事業	母子・父子家庭の親および扶養されている18歳までの方 ※学生は20歳まで	入院・通院 (親は入院のみ)	黄色

※現在受給者証の交付を受けておらず、上記の制度に該当すると思われる方は、福祉課までご連絡ください。

※重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費給付事業は、所得制限があるため、対象にならない場合もありますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先：福祉課 福祉係 ☎47-4682